

水道、耐震化率100%に

厚生労働省14年メド
設備更新時に義務化

厚生労働省は現在は一割程度にとどまる水道管など水道設備の耐震化率を二〇一四年をメドに一〇〇%に引き上げる方針だ。自治体など運営事業者が設備を更新する場合には耐震化を義務付けるほか、費用の一部を補助する制度を上げ耐震化率の向上を後押しする。大規模な地震の際に水道設備が壊れて断水するのを防ぐ。

耐震化を重点的に進めるのは浄水場や配水池、多くの家庭に水を送るための幹線となる太い水道管などの水道設備。耐震化を進めないと、自然災害時に長期間の断水などが起きる恐れがあるためだ。

現在の水道設備の耐震化率は基幹となる水道管は約二一%、浄水施設では約二二%にとどまっている。厚生労働省は耐震化を呼びかけているが、財政難に苦しみ自治体は地震など自然災害への備えを後回しにしがた。そこで厚生労働省は水道法の省令を改正し、耐震化の数値目標を盛り込み、整備を急ぐこととした。

具体的には新しい設備が「その地点で考えられる最大級の強さを持つ地震」に対しても機能を維持できるように高い耐震度を持つことを義務付ける。地震で揺れても抜けない水道管の利用や、貯水池や浄水場への耐震壁設置を促す。

ただ財政状態の厳しい地方自治体が運営する水道事業にとっては耐震化の投資負担が重い。そのため〇七年度から始めた水道設備の耐震工事の原則三分の一を国が負担する補助金制度の予算を〇八年度以降は増やすなど支援策を明確にする。〇八年度予算案に、この補助金制度を含め水道設備の強度を高めて自然災害に備えるための費用を約百億円盛り込んだ。〇七年度予算に比べ約二割増となる。